

医薬品の正しい使い方講習会実施方法

1 趣旨

県民等が開催する講習会等（以下「講習会等」という。）へ薬剤師を講師として派遣し、医薬品の適正使用等に関する正しい知識の普及啓発を図ることを目的とする。

2 薬剤師の派遣

一般社団法人山口県薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）は、医薬品等の持つ特性及びその使用・取り扱い等について、正しい知識を広く県民に浸透させることによって、保健衛生の向上に貢献するため、薬剤師を講習会等に派遣する。

3 薬剤師の登録

- (1) 薬剤師会は、県内の薬局等に勤務する薬剤師の内、講習会等へ派遣できる者を講師として登録する。
- (2) 薬剤師の登録期間は1年とする。

4 派遣対象、人員及び派遣回数

派遣対象、人員及び回数については次のとおりとする。

- (1) 派遣対象は、消費者団体、その他の民間団体、企業、市町が実施する講習会等で、概ね20人以上の者が参加するもの（営利を目的とするものを除く。）とする。
- (2) 派遣人員は1人とする。
- (3) 派遣回数は、原則として1団体につき年1回を限度とする。

5 変更等の届出

- (1) 登録された薬剤師は、登録事項に変更があったとき、又は登録を辞退したいときは、速やかにその旨を薬剤師会に届け出なければならない。
- (2) 薬剤師会は、前項の登録事項の変更又は登録の辞退の届出があった場合には、速やかに登録事項の変更又は登録の取り消しを行う。

6 登録の抹消等

薬剤師会は、登録者としてふさわしくないと認められる行為があったときは、その登録を抹消することができる。

7 派遣申請等

- (1) 派遣を希望する講演会等の主催者（以下「主催者」という。）は、派遣を希望する日の60日前までに、派遣申請書（第1号様式）を薬剤師会長に提出しなければならない。
- (2) 薬剤師会長は、派遣申請書を審査し、あらかじめ主催者にその採否を通知するものとする。

8 実施報告

主催者は、派遣があった日から10日以内に実績報告書（第2号様式）を薬剤師会長に提出するものとする。

9 その他

この実施方法に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

第1号様式

講師派遣申請書

年 月 日

一般社団法人山口県薬剤師会長 様

〒
申請者 住所
氏名
(電話)

医薬品の正しい使い方講習会実施方法第7の規定により下記のとおり申請します。
記

派遣希望日時	年 月 日 () ~		
講演会等の名称	開催又は活動に要する時間	時間	
派遣希望場所			
参加予定者数	人		
希望内容			
担当者の連絡先			
備考			

(注1) 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

(注2) 希望内容は、演題名、知りたい内容等を具体的に記入すること。

第2号様式

講師派遣に係る実績報告書

年 月 日

一般社団法人山口県薬剤師会長 様

〒
申請者 住所
氏名
(電話)

医薬品の正しい使い方講習会実施方法第8の規定により下記のとおり報告します。
記

実施日時	年 月 日 () ~		
講演会等の名称		派遣時間	時間
実施場所	(住所:)		
参加者数	人		
派遣講師名			
実施内容・感想等			

(注1) 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

(注2) 配付資料及び写真等を添付すること。